

審査基準

I 契約予定者の選定方法

提案された企画について審査を行い、評価得点の高い提案を行った提案者から順に予算の範囲内で契約予定者を選定する。ただし、最低評価得点を35点とし、最低評価得点未満の提案に係る提案者については選定しない。なお、1(3)について、審査委員の評価平均が2点未満となった場合については、選定しない。

II 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。なお、必要に応じ、全ての提案者を対象としたヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じ、スポーツ庁から提案者に対して、提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

III 評価方法

評価は、IVの評価項目についてVの評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した合計点数を平均したものを当該提案の評価得点とする。

IV 評価項目

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業遂行可能な人員が確保され、必要な役割分担・管理体制がとられていること。
- (2) 業務を円滑に遂行するため、バックアップ体制が組まれる等、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 業務従事予定者が、事業の実施に関する必要な知識・経験等を有していること。
特に、重度障害者のスポーツ実施に関する具体的な知見・経験を有すること。
重度障害者のスポーツ実施に必要な ICT 機器等の開発に知見を有すること。
- (4) 事業を効果的に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (5) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 公募要領に定める全ての事業内容が提案されるとともに、事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- (2) 事業推進の方法、内容・スケジュール等が具体的かつ合理的であること。
- (3) 目的の達成に当たり事業の効果を把握するための適切な評価指標（アウトプット、アウトカム指標等）を設定していること。
- (4) 評価指標に係る適切な数値目標を設定していること。
- (5) 障害者スポーツ団体の今後の自律的な発展に寄与する取り組みであること。
- (6) 取組の対象となる参加者が相当数確保される見込みがあること。

(7) 本事業の実施後も、地域の保有資源を有効活用する仕組みの構築等を通じ、自律的に障害者スポーツを試してみることのできる環境を整備することへの姿勢が明確であること。

(8) 妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1 「1 事業実施主体に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

十分＝3点	普通＝2点	不十分＝0点
-------	-------	--------

2 「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝0点	

3 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- | |
|--|
| <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none">・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点・認定段階3＝2点・プラチナえるぼし認定＝3点・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none">・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点・トライくるみん認定＝1.5点・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」と |
|--|

いう。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。))=1.5点

・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定)=1.5点

・プラチナくるみん認定=3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

・ユースエール認定=2点

○スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」による認定

・スポーツエールカンパニー認定=1点

・スポーツエールカンパニー+(プラス)認定=2点

・Bronze(ブロンズ)認定=2点

・Bronze+(ブロンズプラス)認定=2.5点

・Silver(シルバー)認定=2.5点

・Silver+(シルバープラス)認定=3点

○上記に該当する認定等を有しない=0点

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。